

ガ依然トシテ變ラザル場合ハ斷乎トシテ再ビ全市ゼネストニ
起スルモノデアルコトヲ聲明スルモノデアル

昭和七年七月十二日午前四時

總聯合全國映畫從業員組合

兵庫縣本部臨時大會

別紙 八

覺 書

昭和七年七月十三日湊川警察署長及調停官吏ノ調停ニヨリ錦座
從業員ヨリ提出シタル歎願書ニ關シ左記條項ヲ以テ圓滿解決シ
タリ

左記

- 一、解説部員ニ限り會社ノ都合ニヨリ解雇スル場合ハ解雇手當月
給ノ二ヶ月分ヲ支給シ勤續滿一ケ年ノ者ニ對シテハ勤續手當
トシテ月給ノ一ヶ月分ヲ支給シ以上滿一年毎ニ月給ノ半ヶ月
分ヲ^{加増}支給ス
- 二、一年未滿ノ勤續端數ノ者ニ對シテハ月割ヲ以テ計算ス
但シ普通解雇ノ場合ハ豫告セズ
- 三、トキー採用ノ場合ハ三ヶ月前ニ豫告シトキー採用ニヨリ
解雇スル場合ハ前記解職手當ノ外ニ轉職手當トシテ月給ノ七
ヶ月分ヲ支給ス